

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年12月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000114 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000004 号

第 1 結論

昭和 45 年*月から昭和 50 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年*月から昭和 50 年 6 月まで

私は、請求期間当時、理容店に住み込みで勤務していたが、住民票を実家のある A 町（現在は、B 市）から異動しておらず、私が 20 歳になった昭和 45 年*月から昭和 50 年 6 月までの間、母親が、同町において請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「20 歳になった昭和 45 年*月に、母親が A 町で国民年金の加入手続を行い、地元の婦人会の集金により請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿兼国民年金被保険者台帳管理簿における請求者の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得年月日から、昭和 52 年 7 月頃に A 町で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する上、戸籍の附票によると、請求者の 20 歳到達時における住所地は C 市であったことが確認できることから、請求者の母親が昭和 45 年*月に A 町において加入手続を行うことはできない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳並びに A 町及び D 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、いずれも資格取得年月日は昭和 50 年 7 月 1 日と記載されており、これらの記録はオンライン記録と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、戸籍の附票によると、請求期間のうち、ほとんどの期間は、A町以外に住所があったことから、請求者の母親が同町において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構E広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者の氏名は無く、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000185 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000005 号

第 1 結論

平成 19 年 7 月から平成 20 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月から平成 20 年 9 月まで

私は、A 社を退職してから B 社に入社するまでの期間に、これまで未納だった国民年金保険料を納付したい旨を年金事務所に相談し、送付された納付書により、コンビニエンスストア又は銀行の窓口で、請求期間の保険料を何回かに分けて、総額で約 20 万円を納付したにもかかわらず、未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社を退職してから B 社に入社するまでの期間に、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する期間（厚生年金保険の記録から、平成 23 年 12 月 15 日〔請求者の A 社における被保険者資格喪失日〕から平成 24 年 2 月 29 日〔請求者の B 社における被保険者資格取得日の前日〕までの期間）において、当該保険料の徴収権は時効により消滅しているため、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料の納付場所について、請求者は、「コンビニエンスストア又は銀行の窓口で納付したが、納付した可能性のあるコンビニエンスストア名及び金融機関名を覚えていない。」旨を陳述しており、コンビニエンスストアの事業者名、店舗名及び金融機関名を特定することができないため、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について、コンビニエンスストア及び金融機関へ照会することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することができるのは、平成 19 年 12 月 19 日（平成 19 年 7 月 1 日資格取得に係る処理日）から平成 22 年 10 月 31 日（請求期

間に係る国民年金保険料の徴収権が時効消滅する日の前日)までの期間及び平成24年10月1日から平成27年9月30日までの期間(10年後納制度期間)であるところ、日本年金機構C事務センターは、当該期間及び請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する期間(厚生年金保険の記録から、平成23年12月15日から平成24年2月29日までの期間)における領収(納付受託)済通知書の保管状況について、「金融機関で国民年金保険料を納付した場合の領収(納付受託)済通知書は、保存期間を経過していない平成27年4月分から同年9月分について保管しているが、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期及び金融機関を特定できないため、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の領収(納付受託)済通知書の有無について調査を行うことはできない。」旨を回答している。また、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付した場合の領収(納付受託)済通知書は、コンビニエンスストア本部において保管されており、当該通知書の照会には、納付書のバーコード情報が必要となるところ、バーコード情報を保管する日本年金機構本部は、「既にシステム上の保存期間を経過しているため、コンビニエンスストアへの照会を行うことはできない。」旨を回答している。

加えて、前述の請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する期間及び請求期間の国民年金保険料を納付することができた期間において、請求者が当該保険料を社会保険料控除額として申告していたか否か調査を行ったところ、D市税務所が平成24年所得分から平成27年所得分までの住民税課税基礎資料を保管しているが、当該資料からは、請求者が社会保険料控除額として請求期間に係る国民年金保険料の納付金額を申告していたこととはうかがえないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

その上、請求期間の国民年金保険料の納付について、請求者は、「一括納付ではなく、何回かに分けて納付した。」旨を主張しているところ、納付場所とされるコンビニエンスストア又は銀行の窓口において、請求者の請求期間に係る全ての納付について事務処理誤り等があったとは考え難く、また、請求期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000066 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000006 号

第 1 結論

昭和 41 年*月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年*月から昭和 50 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 1 月に夫と一緒に A 市役所に出向き、自身で国民年金の加入手続を行い、昭和 41 年*月から昭和 46 年 12 月までの期間に係る保険料については、昭和 47 年 1 月から同年 9 月頃に私が A 市役所で納付書によらず現金のみで一括納付した。

また、昭和 47 年 1 月から昭和 50 年 3 月までの期間は、月払いの納付書 3 枚がつづりになったものが 3 か月ごとに送付されてきたので、昭和 47 年 1 月から昭和 48 年 9 月までの期間に係る保険料は、私が夫婦二人分を、同年 10 月から昭和 50 年 3 月までの期間に係る保険料は、私の実父が両親と私と夫の四人分を A 市役所又は B 銀行旧 A 支店で毎月納付したにもかかわらず、請求期間の記録は未納になっているので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「昭和 47 年 1 月に夫と一緒に A 市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。」旨を主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日及び A 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿の「51. 1. 29 届」の記載から、昭和 51 年 1 月 29 日に同市において夫婦連番で払い出されたものと推認できることから、この頃に加入手続が行われ、請求者が 20 歳に到達した昭和 41 年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられ、請求者の主張する加入手続の時期と相違している。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 51 年 1 月までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、制度上、国民年金保険料を納付

することができない期間となる上、上記加入手続が行われた時点において、請求期間のうち、昭和41年*月から昭和48年9月までの期間に係る保険料は時効により納付することができない。

なお、請求者は、「請求期間のうち、昭和41年*月から昭和46年12月までの期間に係る国民年金保険料は、昭和47年1月から同年9月頃までに、A市役所で納付書によらずに現金のみをまとめて納付した。」と主張しているところ、請求者の主張する期間に係る国民年金保険料をまとめて納付するには特例納付をするほかないが、特例納付に係る保険料は、制度上、市町村では収納できない上、A市も、「A市役所の窓口で特例納付保険料を収受することはない。」旨を回答している。

さらに、請求期間のうち、昭和48年10月から昭和50年3月までの期間の国民年金保険料について、請求者は、「月払いの納付書3枚がつづりになったものが3か月ごとに送られてきており、私の実父が両親と私と夫の四人分の保険料を毎月納付した。」旨を主張しているところ、A市は、「納付書の送付頻度は、期別（3か月分）の納付書を3か月ごとに送付し、期別の合計の保険料を3か月ごとに納付する方法であった。また、月ごとの納付を希望する場合は、窓口で毎月申し出る必要があり、その都度、手書きの納付書を渡していた。」旨を回答していることから、請求者が主張する納付方法と相違する。

加えて、上記国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できず、これらの記録はオンライン記録と一致している上、請求期間のうち、昭和47年1月から昭和50年3月までの期間に係る国民年金保険料を一緒に納付したとする請求者の夫の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求期間の納付記録は確認できない。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者が加入手続を行ったとする昭和47年1月及び同年2月に請求者の住所地であったA市において払い出された手帳記号番号を確認したが、請求者の氏名は確認できない上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構C広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求期間のうち、昭和48年10月から昭和50年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の父親は既に死亡している上、B銀行は、「国民年金保険料の収受に係る書類は、保存年限が10年のため残っていない。」としていることから、請求者の国民年金の保険料納付に係る当時の状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000067 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000007 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 46 年 7 月から昭和 50 年 3 月までの期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 21 年生
住 所：

2 被保険者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 18 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 46 年 7 月から昭和 50 年 12 月まで

私の夫は、結婚する前の昭和 46 年 8 月に A 市役所で国民年金及び付加年金の加入手続を行い、月払いの納付書 3 枚がつづりになったものが 3 か月ごとに送付されてきたので、請求期間のうち、昭和 46 年 7 月から同年 12 月までの期間に係る保険料は夫が毎月納付し、結婚後の昭和 47 年 1 月から昭和 48 年 9 月までの期間に係る保険料は、私が夫婦二人分を、同年 10 月から昭和 50 年 12 月までの期間に係る保険料は、私の実父が両親と私と夫の四人分の保険料を A 市役所又は B 銀行旧 A 支店で毎月納付したのに、昭和 46 年 7 月から昭和 50 年 3 月までの期間は未納になっており、同年 4 月から同年 12 月までの期間は付加保険料が未納になっているので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「結婚する前の昭和 46 年 8 月に夫が A 市役所で国民年金及び付加年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における訂正請求記録の対象者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日及び A 市が管理した訂正請求記録の対象者に係る国

民年金被保険者名簿の「51.1.29届」の記載から、昭和51年1月29日に同市において夫婦連番で払い出されたものと推認できる上、同名簿の「附加年金取得」欄には同年1月29日と記載されており、請求者が提出した訂正請求記録の対象者の年金手帳にも「附加年金取得51年1月29日」と記載されていることから、訂正請求記録の対象者は、同年1月29日に国民年金の加入手続を行い、昭和45年8月1日に遡って資格を取得し、併せて付加年金の申出も行ったものと考えられ、請求者が主張する加入手続の時期と相違している。

なお、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者の資格取得年月日は、当初、昭和45年8月1日と記録されていたところ、平成15年11月19日に厚生年金保険の記録（昭和37年3月15日から昭和46年7月31日まで）が基礎年金番号に統合されたことにより、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日である昭和46年7月31日に訂正されていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和51年1月までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となる上、上記加入手続が行われた時点において、請求期間のうち、昭和48年9月以前の期間に係る保険料は時効により納付することができず、付加保険料は、制度上、申出をした月より前に遡って納付することはできない。

さらに、請求期間のうち、昭和48年10月から昭和50年3月までの期間の国民年金保険料について、請求者は、「月払いの納付書3枚がつづりになったものが3か月ごとに送られてきており、私の実父が両親と私と夫の四人分の保険料を毎月納付した。」旨を主張しているところ、A市は、「納付書の送付頻度は、期別（3か月分）の納付書を3か月ごとに送付し、期別の合計の保険料を3か月ごとに納付する方法であった。また、月ごとの納付を希望する場合は、窓口で毎月申し出る必要があり、その都度、手書きの納付書を渡していた。」旨を回答していることから、請求者が主張する納付方法と相違する。

加えて、訂正請求記録の対象者に係る上記名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求期間のうち、昭和46年7月から昭和50年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できず、同年4月から同年12月までの期間に係る定額保険料の納付記録は確認できるものの、付加保険料の納付記録は確認できず、これらの記録はオンライン記録と一致している上、請求期間のうち、昭和47年1月から昭和50年3月までの期間に係る保険料を一緒に納付したとする請求者の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、当該期間の納付記録は確認できない。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿により、訂正請求記録の対象者が加入手続を行ったとする昭和46年8月及び同年9月に訂正請求記録の対象者の住所地であったA市において払い出された手帳記号番号を確認したが、訂正請求記録の対象者の氏名は確認できない上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構C広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する

前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの)による調査を行っても、訂正請求記録の対象者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求期間のうち、昭和46年7月から同年12月までの期間及び昭和48年10月から昭和50年12月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたとする訂正請求記録の対象者及び請求者の父親は、既に死亡している上、B銀行は、「国民年金保険料の収受に係る書類は、保存年限10年のため残っていない。」としていることから、訂正請求記録の対象者の国民年金の保険料納付に係る当時の状況について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間のうち、昭和46年7月から昭和50年3月までの期間の定額保険料及び付加保険料並びに昭和50年4月から同年12月までの期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかにこれらの保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、請求期間のうち、昭和46年7月から昭和50年3月までの期間の定額保険料及び付加保険料並びに昭和50年4月から同年12月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。